

広島県告示第四百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和八年四月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
因島市薬剤師センター薬局 レディースクリニックとよし ま医院	尾道市因島中庄町二四三〇番地四 大竹市油見三丁目一九番六号	令和八年三月一日 令和四年八月二二日
訪問看護ステーションレジハ ピ+	安芸郡府中町青崎東二番一三号	令和七年一〇月一日